

16世紀後半のイスタンブルにおける 飲酒行為と「禁酒令」

澤 井 一 彰

はじめに

- I. 先行研究と用いる史料
- II. 飲酒行為をとりまく原則と罰則規定
- III. 様々な規制とその原因
- IV. 規制緩和とその要因

おわりに

は じ め に

イスラームを信仰する人々にとって、飲酒行為が豚肉を食することと並んで宗教的な禁忌とされていることは、周知の事実であろう。とりわけ、敬虔なムスリムたちは、ワインをはじめとするアルコール飲料を摂取することを、彼らが日常生活を送る上でもっとも忌避すべき行為のひとつと見做してきた。こうした酒を取り巻く信仰上の原則は、最後の「イスラーム的世界帝国」と評されることの多いオスマン朝においても、基本的には存在していた。

一方、そのオスマン朝の都であったにもかかわらず、イスタンブルにおいては、数多くのキリスト教徒が暮らしたガラタ地区を中心として市内各所に文字通り無数の居酒屋が存在するとともに、その内外において大量の酒が流通し、また消費されていたことが知られている。すなわち、かつて別稿において検討したように、そうした飲酒空間ではキリスト教徒やユダヤ教徒といった非ムスリムだけではなく、時として一部のムスリム住民たちによっても陰に陽に、少

なからぬ量の酒が消費されていたのである [澤井 2014]。

他方で、いくつかの先行研究は、オスマン朝期のイスタンブルにおいては君主の名の下に、しばしば「禁酒令 (İçki yasası)」が発せられてきたことを指摘している [Koçu 1947: 137-140] [Sertoğlu 1948: 1214/2] [Boyar, Fleet 2010: 195f.]。しかし本論でも詳しく検討するように、同時代に作成された一次史料の内容を精査すると、こうした「禁酒令」の多くは、その実態を従来の見解とはかなり異にするものであり、決して全面的なものでも、絶対的なものでも、また永続的なものでもなかったことが理解される。実際のところ、オスマン朝政府は、種々の現実的な理由を背景として、帝都イスタンブルにおける酒の生産、流通あるいは消費の一部を、あくまで必要に応じて一時的に規制していたに過ぎなかった。

近年、オスマン朝史研究が社会経済史における様々な分野にその裾野を広げつつある現状に比して、とくに近代以前のイスタンブルにおけるアルコールを取り巻く事象についての研究は、いまだ非常に限定的な状態にある [Çokuğraş 2016: 141f.]。このような研究状況に鑑みると、オスマン朝における、とりわけ帝都イスタンブルを対象とした飲酒規制にかかわる政策の基本的姿勢をあきらかにするとともに、その継続性や変化、さらには変化の要因についての考察を深めていくためには、でき得る限り古い時代に遡った事例について検討することが不可欠であろう。そこで本稿は、『枢機勅令簿 (Mühimme Defterleri)』をはじめとする、オスマン朝によって作成された文書史料の体系的な利用が可能となる 16 世紀後半を考察の対象とする。その際、上記のようなオスマン朝政府による公的記録に加えて、外国人の旅行記や日誌なども用いしつつ、16 世紀後半のイスタンブルにおける飲酒行為の諸相とともに、それに対する規制の実態と、規制の要因とをあきらかにすることを目指したい。

I. 先行研究と用いる史料

オスマン朝治下のイスタンブルにおける飲酒行為や禁酒令についての先行研究は、それほど多いとは言えない。ただし、特定のヨーロッパ人たちは、比較

的古い時代からオスマン朝における飲酒習慣について一定の関心を寄せてきたようである。たとえば、1799年から約8年間をイスタンブルに暮らしたヨーゼフ・フォン・ハンマー＝プルクシュタル (d. 1856年) は、その著書において「居酒屋」と題した一項を設けて、次のように記している。

居酒屋 (Tavernen) あるいはワイン酒場 (Weinhäuser) は、ギリシア正教徒、アルメニア正教会派の人々あるいはユダヤ教徒たちが住む街区において、すなわちフェネル (Fanal) 地区やクムカプ (Condoscale) 地区に存在する。そして、これらはムスリムたちによっては、まったく訪れられるべきではないとされる [Hammer 1822: 527]。

しかし、本稿においてあきらかになるように、少なくとも最近に行われた様々な研究や16世紀後半に作成された多数の一次史料は、ハンマー＝プルクシュタルのこうした見解とはかなり異なる事実を示している。

これまでの先行研究については、次の四つに大別することができる。一つは、古くはレシャト・エクレム・コチュヤ、比較的最近ではイルベル・オルタイルに代表される、トルコ共和国において、いわゆる「大衆歴史家」と評されることも多い研究者たちの手による一般向けの著作である [Koçu 1947] [Ortaylı 1987: 199-202]。これらには、読み物としては興味深い記述が多く含まれている。しかし、そこで紹介される逸話の大半は、典拠や出典が明記されていない場合がほとんどであり、厳密な意味において学術的研究であるとは言い難い。

いま一つは、フランソワ・ジョルジョンやハーカン・カイナルあるいはウシュル・チョクウーラシュらによって、今世紀以降に学術書や学術論文として世に出された一連の研究である [Georgeon 2002] [Kaynar 2014] [Çokuğraş 2016]。ところが、これらはいずれも、著者たち自身の関心や史料的な制約によって、考察対象が18世紀末以降に限定されてしまっている⁽¹⁾。しかしながら、冒頭でも述べたように、イスタンブルにおける飲酒をとりまく諸問題の歴史的淵源を探り、またオスマン朝政府によって講じられた様々な対応策の継続

(1) チョクウーラシュの著書については、日本語による書評 [岩田 2019] が存在する。

性あるいは断絶について考察するためには、これらの研究で取り扱われている近代よりもさらに時代を遡らせた近世における状況をあきらかにする作業が必要不可欠であろう。

ただし、例外的に16世紀を対象とした先行研究として、ムハンメト・ヤズジュやM・アーキフ・エルドールによる論考を挙げておく必要がある〔Yazıcı 2012〕〔Erdoğan 2017〕。ヤズジュは、トラブゾンやブルサ、マニサといったアナトリア各都市におけるシャリーア法廷記録を基礎にオスマン朝の飲酒罪について考察した。また、エルドールはイスタンブルのアジア側にあるウスキュダルにおける飲酒行為への法の適用について検討している。これらの論文は、本稿の考察対象であるイスタンブルにおける飲酒に対する規制についても、いくつかの事例を提示している。しかし、いずれの論文も、あくまで罪としての飲酒行為を検討したものであり、その内容についても史料紹介としての側面が強く、それ以上の考察はほとんどなされていない。さらに、イスタンブルの飲酒規制については、大きな誤解も散見される。

三つめは、主として文学研究において扱われることが多い、オスマン朝君主や皇族、政府高官と、それを取り巻く詩人、知識人たちによる酒宴 (işret meclisi) についてのものである。そのうち最も重要な文献は、ハリル・イナルジュクによる著作であろう〔İnalçık 2015〕。しかし、酒を非常に好んだとされるセリム2世 (d. 1574年) やムラト4世 (d. 1640年) といったオスマン朝の君主たちが、自らの飲酒習慣をいわば棚上げして「禁酒令」を発していることが指摘されてきたように、君主自身やその周辺で酒宴に参加していた貴顕が飲酒行為を行う際のある種の緩やかさと、同じムスリムでありながら街の居酒屋に通った臣民たちに対して時として実施された厳しい規制との間には、ほとんど別次元の論理ともいべきものが存在していたと考えられる⁽²⁾。実際に上述の

(2) こうした区別は、高貴な人々による酒宴に連なる者たちによって共有されるべき「飲酒作法」にも反映されていた。例えば、ゲリボルル・ムスタファ・アーリーは、その著書において「酒宴に際して、大量に飲酒して (中略) 泥酔し、その後にはというと、悪態をついて嘔吐したり、茫然自失となって沈黙したりすることは、下層民 (avam-ı nas) である能無し、あるいは酒宴がいかなるもので

イナルジユクによる大著でも、いわゆる庶民の飲酒にかかわる箇所は、16世紀後半の代表的知識人であるゲリボルル・ムスタファ・アーリー (d. 1600年)の著作の一節「居酒屋 (meyhane) についての言及」の内容を簡単に紹介しただけの質量ともに不十分な水準に留まっている [İnalçık 2015: 266f.]。また日本語では、近世イスタンブルのトポグラフィを扱った宮下遼の研究においても飲酒行為にかかわる事象についての言及はあるが、その検討は限定的である [宮下 2018: 202-218]。

最後に、いくつかの概説書の内容についても触れておく必要がある。例えば、オスマン朝における日々の暮らしの実態に光を当てたスライヤ・ファローキーの先駆的研究や、イスタンブル社会史の概説書とも言うべきエブル・ボヤルとケイト・フリートによる共著、あるいは16、17世紀のイスタンブルに暮らした非ムスリムについて幅広く論じたラフミー・テキンの著書は、いずれもワインの取り扱いや酒を取り巻く当時の社会的状況についても若干言及している [Faroqhi 2000: 215f.] [Boyar, Fleet 2010: 194-201] [Tekin 2014: 148-160]。また、数多くのヨーロッパ人による旅行記を用いつつ16世紀におけるイスタンブルの日常生活を浮き彫りにしたメティン・アンドの研究は、当時の飲酒の実態についての豊かな描写に溢れている [And 1994: 169-174]。しかし、これらの概説書は、都市生活のあらゆる側面を扱おうとするその性質上、飲酒行為やそれに対する規制についての考察に割かれた箇所はいずれも多くはなく、したがって飲酒にかかわる社会状況についての分析もまた、きわめて一面的なものに留まっている。さらに、一連の研究で用いられている史料も、外国人による旅行記やオスマン朝の年代記を中心とした記述史料に偏重する傾向があり、オスマン朝社会経済史研究の主流となって久しい文書・記録が、少なくとも飲酒に対する規制の問題については、それほど用いられていないことも別の問題点として指摘することができよう。

続いて、本稿で用いる一次史料についても手短かに述べておく。「はじめに」

↘ あるのかも知らぬ者どもの所業である。優雅なる人たちのすべき行いではない。」と断じている [Gelibolulu Mustafa Ali 1997: 348]。

にも記したように、以下においては上述の先行研究における欠を補うべく、まずオスマン朝政府によって作成された記録を中心に使用する。同時に、当時の人々の生活をつぶさに観察した旅行記や日誌など、公的史料とは性格の異なる記述史料も併用したい。その際には、エヴリヤ・チェレビ (d. 1684 年?) をはじめとする、いわば在地の人々によって記述された叙述史料に加え、同時代のイスタンブルに滞在していた多くの外国人によって作成された史料も用いる。

まずオスマン朝政府によって作成された記録としては、勅令の写しであり 16 世紀中頃から伝世している『枢機勅令簿』⁽³⁾ を当時の実態を解明するための主要な史料とし、さらに罰則規定から飲酒行為にかかわる原則を確認するために歴代君主の名の下に編纂されたカーヌーンナーメ (『法令集』 Kanunname) も使用した⁽⁴⁾。また必要に応じて、関係するいくつかの年代記や、イルミイェ階層の頂点であるシェイヒュルイスラーム (Şeyhülislam) を務めた高位のウラマーたちが発したファトワー (fetva) を集めた『法解釈集』も複数参照した⁽⁵⁾。

旅行記や日誌については先述のエヴリヤ・チェレビの旅行記に加えて、既に言及したアンドの著作も参考にしつつ、16 世紀後半のイスタンブルに滞在した多数のヨーロッパ人による記録を参照した [And 1994]。なかでも、プロテスタントの説教師としてハプスブルク大使の随員に加えられ、1573 年から 5 年以上にわたってイスタンブルに滞在したシュテファン・ゲルラッヒ (d. 1612 年) は、とくに重要な記述を多く残していることで特筆に値しよう。

(3) 『枢機勅令簿』については、[澤井 2006] を参照。また本稿において、史料として引用する際には MD と略記する。

(4) 『法令集』については [澤井 2010] を参照。歴代君主の名のもとに発せられた、それぞれの時代の『法令集』については、刊行されている [Akgündüz 1990-96] をとりあえず用いた。また『枢機勅令簿』の場合と同じく、以下で史料として引用する際には KN と略記。

(5) イルミイェは、カーディーをはじめカザスケル、シェイヒュルイスラームらによって構成されるオスマン朝のウラマーによる階層組織。本稿では、オスマン朝の年代記も著したケマルパシャザーデ・アフメト・シムセッティン・エフェンディ (d. 1534 年) や 16 世紀中頃から四半世紀にわたってシェイヒュルイスラーム職にあったエブススワード・エフェンディ (d. 1574 年) による『法解釈集』を参照した [İnanır 2011] [Düzdağ1998]。

II. 飲酒行為をとりまく原則と罰則規定

『クルアーン』の「食卓章」には、ムスリムの飲酒行為について以下のように記されており、神によって飲酒が禁じられたとする見解の、最も重要な根拠とされている。

これ、汝ら、信徒のものよ。酒と賭矢と偶像神と占矢とはいずれも厭うべきこと、シャイターン（悪魔）の業。心して避けよ。（中略）シャイターンの狙いは酒や賭矢などで汝らの間に敵意と憎悪を煽り立て、アッラーを忘れさせ、礼拝を怠るようにしむけるところにある。汝らきっぱりとやめられぬか [コーラン:163]。

同じく、『クルアーン』とともにシャリーア（イスラーム法）の重要な法源となる預言者の言行についても、例えばブハーリー（d. 879年）によって編纂された『ハディース』においては上記の『クルアーン』の文言を引用した後、ブドウ、なつめやし、蜂蜜、大麦、小麦などから製造された様々な酒が禁じられていることが明記されている [ブハーリー:196-208]。

以上のような、ムスリムによる飲酒行為が宗教的禁忌とされているという原則に基づいて、オスマン朝の歴代君主の名の下に発布されたカーヌーンナーメにおいてもまた、飲酒行為にかかわる罰則が明文化されている。例えば15世紀後半に作成されたメフメト2世（d. 1481年）期のカーヌーンナーメによると、飲酒にかかわる罰則は、以下のようなものである。

もし、ある者がワイン（hamr）を飲んだならば、それが「田舎ムスリム（Türk）」あるいは都市民（şehirli）（のムスリム）であるならば、カーディーは訓戒するように。2回の打擲につき1アクチェ（akçe 銀貨）の罰金が徴収されるように [KN Mehmed II, Akgündüz 1990: 349]。

この規定は、次のような前提に基づくと推測される。すなわち、スンナ派四大法学派のうちハナフィー法学派を除いた三法学派はムスリムの飲酒行為に対して身体刑を適用する。具体的には、鞭や棒などで打ち据える笞刑や杖刑 80 回が原則であるという。ただしオスマン朝において広く採用されていたハナ

フィー法学派は、常飲者にのみ身体刑を適用し、そうでない者については罰金刑とすることを認める。すなわち上記の「2回の打擲につき1アクチェの罰金」とは、例えば80回の刑罰に対してはアクチェ40枚を罰金として支払うことによって、罪を贖い得たことを意味している [Heyd 1973: 72] [Akgündüz 1990: 110]。

さらに時代が16世紀に入ると、飲酒についての罰則は、より詳細に規定されるようになったようである。たとえば、メフメト2世の孫にあたるセリム1世 (d. 1520年) 期のカーヌーンナーメには、飲酒行為だけでなく、ムスリムによる酒の製造、販売⁽⁶⁾さらには飲酒を伴わない酒席への同席でさえ罰則の対象となったことが、以下のように明記されている。

もし、ムスリムがワインを売ったり、造ったりしたならば、訓戒して2回の打擲につき1アクチェの罰金が徴収されるように。もしある者が酒席に同席して、しかしワインは飲まなかったとしたならば、訓戒して3回の打擲につき1アクチェの罰金が徴収されるように [KN Selim I, Akgündüz 1991: 91]。

しかし、実際にムスリムの飲酒が発覚した際には、カーヌーンナーメに記された原則から大きく逸脱し、はるかに高い代償を払うことにもなり得た。例えばゲルラッヒによると、飲酒行為の取り締まりを含めてイスタンブルの治安維持に従事していたスバシュ (subaşı) は、短期間で非常に富裕になったという。なぜならスバシュは、酔っ払いのムスリムを見つけると一人あたり10~12ドゥカート (ducat) 金貨、アクチェ銀貨にして600~720枚もの大金を要求し⁽⁷⁾、

(6) ただし、やや後代の史料にはなるが、18世紀初頭のいわゆるチューリップ時代に長らくシェイヒュルイスラーム職にあったイエニシェヒルリ・アブドゥッラー・エフェンディ (d. 1743年) のファトワーを集めた『法解釈集』においては、ズィンミーが改宗してムスリムになった後、もともと有していたワインを売却することについては、例外として合法であるとする。また、同史料によると、ムスリムが自らのブドウ畑で採れたブドウを、居酒屋を経営するズィンミーに販売することもまた合法であるという [Özcan 2003: 98]。

(7) ドゥカート金貨とアクチェ銀貨との交換比率については、[Pamuk 1994: 958, 964] に依拠した。

求められた側も投獄から逃れるべく、何とかして罰金を用意したためである。ところが別の日には、飲酒を取り締まるはずのスバシュ自身が居酒屋で飲んでいる姿を目撃され、通報されて逮捕された。そして罰としてロバに乗せられ、首の両側には水瓶を掛けられて市中引き回しとなった後に、20 ドゥカートもの罰金が科された [Gerlach 2006 vol.2: 521f.]。

いずれにしても、ここで注意すべきは、上記のカーヌーンナーメの規定からもあきらかなように、罰を科されるのはあくまで「ムスリム」であり、後述するように非ムスリム臣民であるズィンミーはその対象とはされていなかったという点である。ただし、逆説的にはなるが、こうした罰則規定が存在するという点自体、イスタンブルに居住するムスリムのうち少なからぬ人々がしばしば飲酒行為に手を染めていたということの傍証ともなろう。例えばエルドールは、ウスキュダルのシャリーア法廷記録を精査した結果、1514～92年にかけての79年間に55件以上のムスリムによる飲酒行為についての記録が存在することを指摘している [Erdoğru 2017: 365]。

またフランス大使の随行員として1551年9月20日からしばらくイスタンブルに滞在したニコラ・ドゥ・ニコレ (d. 1583年) は、現地の状況について、自らの経験を踏まえて以下のように詳述しており、当時のムスリムの飲酒の実態を知る上で示唆に富むものである。

食事の最中あるいは食後に、彼ら(ムスリム)は非常に多くのリキュールを飲む。これをラクという名で呼ぶ。ワインはというと、いかに信仰上これを飲むことは罪悪とされていようとも、非常に大量かつ安価なワインを醸造するこの地においては、皆ワインを飲む(中略)。フランス大使を訪れる通訳官やオスマン君主の他の役人たちはワインを楽しみ、好きにだけ飲酒する。マスカット・ワインから甘口ワインまで、あらゆる種類のワインを、いつも相当大量に飲むため、概して帰宅する際には、とても広い街路が彼らには狭く感じられるほどである。(中略)既に述べたように、酒を飲み酩酊することは禁じられている。しかし、彼らを招待した人々のもてなしを断ることもまた、彼らにとっては良くないこととされる。そのため、客として飲酒することは宗教上の罪とはみなされず、自宅では酒を飲

まないというだけのことである [De Nicolay 1968: 91]。

こうした飲酒するムスリムの姿が確認される一方で、征服から四半世紀を経た15世紀後半のイスタンブルにおいて、総人口の約40%を占めていたのは、キリスト教徒やユダヤ教徒といった非ムスリムであり、この割合はその後も19世紀後半に至るまで増加し続けたと考えられる⁽⁸⁾。そのため、これらのズィンミーによる飲酒行為は、オスマン朝政府が考える「公序良俗」ないし「公共の福祉」に反しない範囲において、原則として認められていた。

例えば、前述のゲルラッヒは、自らが仕えたハプスブルク大使がたびたび酒宴を催していること、ある日の宴席に招かれたイスタンブル在住の二人のドイツ人に至っては、大量に飲酒した挙句、最後には二言、三言さえ話すことができなくなるほどに酩酊してしまったことを記している [Gerlach 2006 vol. 1: 202]。同じくゲルラッヒは、ある時はガラタ地区でヴェネツィア人の結婚式に出席して大量のマスカット・ワインやマルヴァジアの銘酒⁽⁹⁾に舌鼓を打ち [Gerlach 2006 vol. 1: 279-281]、またある時にはムスリムにとってのフズル・イルヤスの日 (Ruz-ı Hızır / Hidirellez)⁽¹⁰⁾、すなわちキリスト教徒にとっての聖ゲオルギウスの日にアルメニア正教会派の聖ゲオルギウス修道院に出かけて、そこでの礼拝の後の食事の際にアルメニア人とともに成聖 (聖別) されたワインを回し飲むなど、イスタンブル滞在中にかなりの頻度で飲酒を行っていたことを記録している [Gerlach 2006 vol. 2: 565-569]。

(8) イナルジユクがトプカプ宮殿博物館文書館 (Topkapı Sarayı Müzesi Arşivi) に収蔵されている D.9529 に基づいてあきらかにした1477年におけるイスタンブルの宗派別の戸数とその割合は、ムスリムが8951戸 (60%)、キリスト教徒が4174戸 (28.8%)、ユダヤ教徒が1647戸 (11%)、ロマが31戸 (0.2%) の合計1万4803戸であった [İnalçık 1973]。そしてその後、この非ムスリムが占める割合は、近代的な統計資料が利用可能となる1885年において、全体の56%を占めるまで増加することになる [Behar 1996: 73]。

(9) パロポネソス半島のモネムヴァシア (Μονεμβασία) にその名が由来する甘口ワイン。

(10) ユリウス暦における4月23日にあたり、船が海に出ても良い季節の到来、すなわち夏冬二期制における「夏の始まり」としても祝われる [澤井 2015: 139f.]。

さらに、16世紀の詩人ザーティー（d. 1546年）やラティーフィー（d. 1582年）をはじめとする多くの文人たちが享楽の巷として謳いあげたガラタ地区には、ヴェネツィアやジェノヴァからのキリスト教徒商人を中心として非常に多くの非ムスリムが居住するとともに、彼らが足繁く通った居酒屋が軒を連ねていた [Latifi 1977: 57-59] [宮下 2018: 182-186]。やや時代は下るものの、イスタンブルについても詳しい記述を残しているエヴリヤ・チェレビは、こうした居酒屋で賑わっていたガラタ地区の様子を、以下のように記している。

ガラタというのは、まさに居酒屋と同義である (Galata demek meyhane demekdir)。神よ、守り給え。(ガラタは) まるで、マルタ (Malta) かアンコーナ (Alakorna) といった「不信仰者たちの地 (kafiristan)」のごとくである [Evliya Çelebi 2006: 355]。

同じくエヴリヤ・チェレビによると、17世紀中頃のイスタンブルにおいては、蒸留酒であるラク (raki / arak) を製造販売する同職組合 (esnaf) の総勢 300人が 100軒に及ぶ店舗を構えていた他、居酒屋はその総数が 1347軒に上り 5705人が生業に精を出していた。さらに、ユダヤ教徒の居酒屋 (Esnaf-ı Meyhaneciyân-ı Yahudan) は前述のものとは別に 100軒が存在しており、そこでも 500人が働いていたという [Evliya Çelebi 2006: 355-359]⁽¹¹⁾。

ただし、こうした居酒屋とそこで供される酒の魅力に酔うことになったのは、決して在地や異邦人の非ムスリムたちだけではなかった。例えば既に述べたスパシュのように、史料からは居酒屋において秘かに、あるいは時に公然と飲酒していたムスリムの姿も数多く確認することができる。しかし他方で、居酒屋の経営者や、そこで働く者たちの多くは原則的には非ムスリムであったようである [Austin 2001: 78]⁽¹²⁾。いずれにしても、この時期のイスタンブルにおい

(11) エヴリヤ・チェレビが示す各種の数値には一般に誇張が多いとされる。ただし、少なくとも居酒屋の数に限れば、16世紀の第四四半期にムラト3世 (d. 1595年) の侍医としてイスタンブルに滞在したドメニコの記録においても、当時のイスタンブルに存在した居酒屋は 1500軒であったと記述されており、両者の間に大きな差はない [Austin 2001: 11]。

(12) ただし、18世紀に書かれた著者不明の記述史料には、「ムスリムでありながら」

ては特筆に値する数の飲酒空間が、ガラタ地区だけにとどまらず、ボスポラス海峡沿岸に位置したズィンミー街区などを中心に各地に存在していたことは疑いなかろう。

Ⅲ. 様々な規制とその原因

ここまで、オスマン朝政府がムスリムによる飲酒を禁じ、これに反した場合の罰則規定を設けていた一方で、臣民のかかなりの割合を占めていた非ムスリムによる飲酒行為については原則として認めていたことを確認した。しかし、既に紹介した多くの先行研究においても指摘されているように、オスマン朝政府が他方で、イスタンブルにおいて酒類に対する規制をたびたび行ってきたことも、また事実である。以下においては、こうした酒を取り巻く規制の実態を生産、流通および消費の観点から具体的にあきらかにする。また同時に、それぞれの規制が実行に移された原因についても考察していきたい。

Ⅲ-1. 生産に対する規制とその原因

16世紀後半に限らず、農業における大規模な温室栽培が一般的ではなく、また化学肥料が大量に用いられる以前の時代においては、特定の栽培作物の収穫量はその地域の自然環境やその年の気候状況に概ね規定されていた。そのため、同じ作物を原料として製造される複数の飲食物の間には、つねにある種の「競合関係」が存在していたと考えられる。とりわけ本稿において注目するのは、古くから地中海世界の各地で栽培されてきたブドウと、それを原料として製造された様々な加工品との関係である。オスマン朝も含めた地中海世界において暮らした人々は、ブドウを生鮮果実として食しただけでなく、乾燥させて干しブドウにして保存した他、酒（ワインヤラク）、酢（ワインヴィネガー）ある

▼ イスタンブルにおいて居酒屋業を営む者」についての言及があることから、ムスリムが経営する居酒屋がまったく存在しなかったというわけではないとも考えられる [Develi 1998: 35]。

いは甘味料（ペクメズ）⁽¹³⁾といった、いずれも日常生活に不可欠な飲食物の素材としても利用していたのである。なかでもワインは、それが生活必需品のひとつとなっていた非ムスリムと、そもそも口にすることさえ憚られていたムスリムとの間で、常にその評価が揺れ動いた物資であった。

また、オスマン朝の帝都であったイスタンブルは、16世紀後半においてヨーロッパ最大級ともいべき20万人前後の人口を抱えていた巨大都市であり〔澤井2018〕、そこに十分なだけの各種食料を供給することは、オスマン朝政府にとっての重要政策の一つとして位置付けられていた〔澤井2015: 89-108〕。そのため、後に何らかの理由によって、ムスリムの日常生活に不可欠であると考えられていたブドウのみならず、それから製造された干しブドウや酢あるいはペクメズ、さらには酢を原料とするピクルス（turşu）などが不足するような事態に陥ると、オスマン朝政府はワインの醸造を躊躇なく規制し、その原料であるブドウを不足している他の加工品の生産のために優先的に振り向ける施策を強行したのである。

16世紀後半のイスタンブルにおいて、ワイン製造の規制についての勅令が『枢機勅令簿』に初めて確認されるのは、ヒジュラ暦973年ラビー・アル・アウワル月10日（1565年10月5日）のことである。この時は、従来からのワイン醸造を止めさせ、かわりにペクメズやピクルスを製造させることをイスタンブル郊外のエユップ（Eyüp、史料用語としてはHaslar）のカーディーに命じている〔MD5: 324〕。一方、アナトリア側に位置するウスキュダルのカーディーには、ペクメズやピクルスの製造を命じたにもかかわらず、これに従わないマルテペ（Maltepe）、カルタル（Kartal）、ダルジャ（Darica）といった近郊の村々におけるワイン醸造を規制し、樽の中に塩を入れることによってワインを酢に転用することを指示した〔MD5: 326〕。ただし、その文中では「以前の命令」

(13) ペクメズ（pekmez）とは、ブドウ果汁を煮立てた後に、石灰分を含む白土を加えて攪拌し、発酵を止めて酸味やえぐみを抑えた後に、水分を蒸発させて製造する伝統的な甘味料である。テンサイを原料とした砂糖の大量生産が実現する以前には、サトウキビから製造された砂糖や蜂蜜よりも安価な庶民の甘味料として広く用いられていた〔澤井2014: 6〕。

に言及していることから、こうしたワイン製造に対する規制は、これ以前の時期においても実施されていたと推測される。

この 1565 年秋にイスタンブルにおいて発生したブドウ関連食品の不足は、相当に深刻なものであったと考えられる。そのため、上記の命令からわずか 12 日後の 10 月 17 日にはトラキア地方に位置しイスタンブルにも近いスィリヴリ (Silivri) やチョルル (Çorlu) といった街に加えて、再び郊外のエユップのカーディーに対して、また同 22 日には同じくトラキアにあるゲリボル (Gelibolu) の街のカーディーにも同様の命令が送られた [MD5: 399]。しかし、これらの矢継ぎ早の命令が一向に功を奏しなかったことに痺れを切らしたのか、ついに 10 月 31 日にはスィリヴリとチョルルに対しては再び、エユップのカーディーに至っては三度、同じ内容の命令が送付されたのみならず、この時には当事案を調査する担当官にイスケンデル・チャヴシュ (İskender Çavuş) が任じられ、近隣の村や町を巡ってワイン醸造の規制と、酢、バクメズおよびピクルスの製造を徹底させる旨が命じられた [MD5: 443]。

ところが、こうした一連の対策にもかかわらず、イスタンブルにおけるブドウや酢、バクメズあるいはピクルスが不足する状況は、同年 11 月に入ってもなお収束することはなかった。その結果、11 月 11 日にはチョルルとスィリヴリに対して三度、エユップのカーディーに対しては実に四度目の命令が送られることになった。ここでは、これまで幾度となく同様の命令が送られたにもかかわらずワインの醸造が続けられていることに対する苛立ちが明記されるとともに、この度は各カーディー管区に存在する郡 (nahiye) や村々がひとつひとつ調査され、誰のもとにどれだけの量のワインがあり、またどれだけのワインが酢に転用されたのかを台帳に記して知らせるようにとの厳しい通達がなされた [MD5: 484]。

これらの命令が奏功したのか、この後の数年間は、イスタンブルではブドウ関連食品の深刻な不足は見られなくなり、ワイン醸造についての規制もまた確認されなくなる。数少ない例外としては、1572 年 8 月 24 日にゲリボルの対岸に位置するラプセキ (Lapseki) やブルサに近いキテ (Kite) のカーディーたちに宛てた、ムスリムによるワイン醸造と販売を禁じ、代わりにバクメズを製造

させてイスタンブルに送らせる旨の命令が確認される [MD19: 679] [MD19: 680]。この他には、1576年10月18日にマルマラ海沿岸の各地にいるカーディーたちに対する、イスタンブルの旺盛な食料需要のために確保されていたブドウから従来の慣習に反してワインが製造され始めたために、これを禁ずるという命令 [MD28: 291] [MD28: 557] や、1578年3月18日にエーゲ海に面するエドレミト (Edremit) のカーディーに宛てた、イスタンブルに送られるブドウがユダヤ教徒たちによってワインとされて他の場所に送られていることから、これを禁ずるとする命令のみである [MD34: 24]。ただし、これらの諸命令においてもまた、イスタンブルへのブドウとその関連食品の供給が最重要視されており、それと競合する限りにおいて、オスマン朝政府はワインの規制に乗り出していることが理解される。逆に『枢機勅令簿』の各命令からは、少なくともイスタンブルへの食料供給が安定している際に、ワイン生産を積極的に制限しようとした形跡を確認することはできない。

しかし、1579年以降になると、ブドウそのものやブドウ関連食品の不足がイスタンブルにおいて再び頭をもたげてくるようになる。1579年8月1日付の命令によると、ブドウ園 (bag) の所有者たちがブドウをワインにするためのブドウ果汁 (şıra) にして多くの船で他の場所に送った。このため、イスタンブルでは一般の需要に対してのみならず、宮廷においてさえもブドウ不足が発生するに至った。これに対して、オスマン朝政府は、ブドウ産地として知られるダーダネルス海峡に近いボズジャアダ (Bozcaada / Tenedos) 島のカーディーにブドウの輸送を命じるとともに、ゲリボルにいた艦隊司令官 (Derya beyi) には、ブドウ果汁を他の地域に運んで行く船を巡視し、臨検させる旨を命令している [MD38: 362]。

このように、ブドウ果汁をイスタンブル以外の場所に送ってワインを醸造する行為に起因するブドウ関連食品の不足は、これ以降も1580年代前半を通じて頻繁に見られる現象となっていく。例えば1580年8月には、多くの者たちが空樽を積み込んだ船でエーゲ海の島々に渡り、そこで収穫されたブドウをワイン醸造用のブドウ果汁としてイスタンブル以外の場所に輸送していることから、イスタンブルでは干しブドウやバクメズ、ピクルスが見られなくなってい

ることを、物資流通や価格統制の責任者であるムフタスイブ (Muhtesib)⁽¹⁴⁾ が奏上してきた。そのため、ゲリボルやダーダネルス海峡に位置する諸城塞の責任者たちに命令が送られ、こうした船を一隻たりとも通過させないように訓告がなされている [MD43: 282]。また同時に、イスタンブルの食料不足を解消するため、イズミル (İzmir) やボズジャアダ島、エヴィア (Εἰβουα / Ağrıboz) 島、レスボス (Λέσβος / Midilli) 島、コス (Κώς / İstanköy) 島などをはじめエーゲ海の各地にいるカーディーたちにも、パクメズやピクルスを製造させてイスタンブルに送る旨の命令があわせて送付された [MD43: 381]。

しかし、翌 1581 年になってもイスタンブルにおけるブドウ関連食品の不足は解消されなかった。しかもこの年には、例年のようなワイン醸造による不足だけでなく、昔からイスタンブルに干しブドウやピクルスを送ってきたゲリボルやラブセキ近郊の村々が、それらを他の場所に横流ししたことによっても窮乏が生じた。この時には、旧来通りピクルスやパクメズをイスタンブルに送らせることが強く求められただけでなく、命令に反してワインを造り続ける者たちについての名前や人相を報告することが命じられている [MD46: 26]。さらに、数年に渡って度重なったブドウ関連食品の不足に業を煮やしたオスマン朝政府は、1582 年になるとブドウの収穫時期が訪れる前の 6 月初旬の段階から、エーゲ海沿岸の各地方に対して、予防的措置としての命令を事前に送るようになる。この時、各地のカーディーに送られた勅令には、従来と同様にブドウを干して、一部についてはパクメズやピクルスを製造しイスタンブルに送ることとともに、ブドウ果汁を絞ってワインを醸造する不当利得者 (matrabaz) たちに売り渡すことのないようにすることが訓戒されている [MD47: 359]。

こうした一連の対策の効果が出たためか、この年と翌 1583 年には、イスタンブルで毎年のように起こっていたブドウ関連食品の不足は発生しなかった。ところが、それも束の間、1584 年の秋になると状況は一転し、再び深刻なブドウ不足が生じることになる。この時も、原因はやはりワインとの競合にあった。後に詳述するように、16 世紀後半のイスタンブルにおいてはユダヤ教徒

(14) イスタンブルのムフタスイブと、その役割については [澤井 2010] を参照。

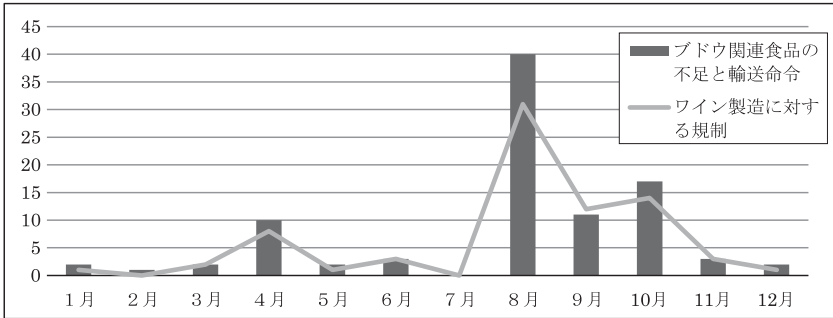
(Yahudi) たちが、ワイン税の徴税請負を行っていた。1584年には、その責任者である酒税徴収官 (Hamr Emmini) が何人かのユダヤ教徒とともにエーゲ海やマルマラ海の各地において大量のワインを醸造したという。この影響によって、イスタンブルにおいては重大なブドウ関連食品の不足が発生し、例えば、それまで40アクチュであったカンタル (kantar)⁽¹⁵⁾あたりの干しブドウの価格は、その3倍に相当する120アクチュにまで高騰するという異常事態となった。そのため、この時オスマン朝政府は、前述のユダヤ教徒たちにワインを醸造することを禁じるとともに、領内各地から干しブドウをイスタンブルに送らせること、また今後も秘かにワインを造る者が存在する場合は、密造者はもとよりワイン徴税官らにも連帯責任を負わせて処罰することを命じたのである [MD53: 469]。

その後もイスタンブルにおいては、16世紀末にかけて散発的ながらも、具体的には1587年4月や1591年9月に、やはりワインとの競合に伴うブドウの不足が発生し、それに対応するワイン生産への規制を繰り返し確認することができる [MD62: 185] [MD67: 414]。加えて1593年8月には、上記で繰り返し述べてきたようなワイン醸造の事例に加えて、ズインミーによって行われたラクの蒸留によっても、イスタンブルにおけるペクメズやピクルスの生産が減少したことが報告されている [MD69: 1]。

以上のように、16世紀後半のオスマン朝においてはワインを中心とする酒類の生産に対する規制が断続的に確認された。しかし一方で、史料から読み取ることができるのは、あくまで特定の地域に限定され、また一時的に実施された規制の存在であり、さらにその要因は宗教的、倫理的というよりも、むしろ経済的なもの、具体的にはワインと競合した他のブドウ関連食品がイスタンブルにおいて不足したことに起因するものであったと言えよう。

以上の事実は、16世紀後半に作成された『枢機勅令簿』に記録されたイスタンブルにおけるブドウ関連食品の不足と、オスマン朝政府によるワイン醸造に対する規制命令とを月ごとに集計した次頁の(図1)においても裏付けるこ

(15) 1カンタルは44オッカ (okka) すなわち約56.4kgである [澤井2015: 27]。



1559～1593年（月別の記録回数）

図1 『枢機勅令簿』にみるイスタンブルにおけるブドウ関連食品の不足とワイン製造に対する規制命令

とができる。この図からは、16世紀後半において見られたワイン製造に対する規制（折れ線グラフ）が、イスタンブルにおけるブドウ関連食品の不足の発生（棒グラフ）と軌を一にして増減している傾向を読みとることが可能である。さらに、こうした規制の実施は、イスタンブルにワインを含むブドウ関連食品を供給していた各地においてブドウが本格的な収穫期を迎える8月以降に急増しており、またその大半が8月から10月までの3か月間に集中していることも理解される。この時期は、取りも直さずエーゲ海やマルマラ海沿岸の地域においてブドウが収穫され、それがワインにせよ、干しブドウ、ペクメズあるいは酢にせよ、何らかのかたちに加工されて出荷される期間にあたる。すなわち、オスマン朝政府による酒類の生産に対する規制は、既に見てきたように、イスタンブルにおいてしばしば発生したブドウ関連食品の不足を克服するという、きわめて現実的な背景に基づいて実施された政策に他ならなかったのである。

Ⅲ-2. 流通と消費に対する規制

オスマン朝政府によって実施された各種酒類に対する規制は、その生産のみならず流通や消費にも及んでいた。ここからは酒の生産に続いて、流通と消費に対する規制の実態や要因についても、ここまでと同様、具体的な事例に基づきつつ考察していきたい。

酒類の流通にかかわる規制の第一段階は、イスタンブルに酒をもたらすことについての制限であった。すなわち、既にⅢ-1. において見たように、イスタンブルで発生した食料不足に際して、ワインよりも、その時点で不足している物資を優先的に輸送させるように命令する措置が頻繁に行われていることを確認することができる。最も多い事例は、ワイン醸造と競合することの多かったブドウそのものに加えて、干しブドウ、ペクメズ、酢、ピクルスといったブドウ関連食品の輸送命令である。ただし、時には小麦や小麦粉など主食であるパンの原料となる食糧品のみならず、燃料として欠かすことができなかつた薪の調達と輸送を優先させるために、積荷のワインを船から降ろさせる旨の指示を確認することもできる。

とりわけ、1574年11月にはイスタンブルに小麦や小麦粉とともに薪がわずかしかもたらされず、大規模な窮乏が発生するという事態となった。そもそも1574年は、とくに夏以降にイスタンブルにおいて非常に深刻な食糧不足が発生し、秋から冬にかけても状況は容易には改善しなかつたという事実があきらかとなっている [澤井 2015: 123f.]。通常、イスタンブルに暮らす人々は、領内各地から輸送されてくる小麦をイスタンブルで製粉した後に、パンにして食していた。しかし、この時には本来であれば輸送に適さない小麦粉はもとより [MD26: 885] [MD26: 886]、雑穀である大麦やカラスムギに加えて、黍までもがイスタンブルへと運び込まれるという危機的状態にあった [MD26: 703] [MD26: 793]。当然、こうした状況下では、穀物を輸送可能な船に小麦やその他の食糧を最優先して積み込ませ、早急にイスタンブルへと向かわせる必要が生じていた。この時、オスマン朝政府は複数のチャヴシュ (çavuş) たちを食糧輸送の担当官に任命している。同時に、イスタンブル近海においてワインを積んでいた船からは、積荷の酒を樽ごと降ろさせて、代わりに小麦や小麦粉、薪を運ばせるとともに、逆らう者たちのワインは海に流し捨てることを命じるなど、非常に強硬な政策を打ち出したことも確認される [MD26: 875] [MD26: 876] [MD26: 877]。

帝国各地からイスタンブルへとワインがもたらされた後も、都市内部における流通にかかわる規制が必要に応じて実施された。ワインが船着場から貯蔵庫

へと運ばれる間の革袋による運搬を禁じた 1572 年 4 月 22 日付の以下の勅令は、とりわけ興味深い事例である。

(前略) いくつかの島々からガラタの諸船着場にワインの船々が到着した際に、異教徒の者たちは彼らのワインをワイン貯蔵庫 (mahzen) に、樽 (fiçi) では持って行かず、革袋 (tulum) で運んで都市のなかを歩き回り、(その際) ムスリムたちの衣服に触れながら運んで行くことから、またこれより以前、(この問題についての審理のためにガラタ地区の有力者の多くが) 革袋でワインを運ぶ異教徒たちとともに一度シャリーア法廷に召喚された際に、「この問題については、前述の異教徒たちをカーディーが厳しく叱責し、長期にわたる拘留によって禁じられることが必要である。」と言って、当時のムフティー (mufti) が与えたファトワーに従って (革袋によるワイン運搬は) 禁止され、(中略) 今後は前述の異教徒たちに革袋ではワインを運ばせることなく、聖なるシャリーアに反して何者にも (そのような) 所業を行わせないように [MD12: 1196]。

ここで問題とされているのはあくまで革袋によるワインの「運搬方法」であり、それを規制することによって、ムスリム住民が不快に感じている現状を改善することが目的とされていることが理解できよう。少なくとも、この命令からは、ワインが存在すること自体の否定はもとより、その流通あるいは消費を禁じようとする意図を読み取ることはできない。このように、オスマン朝政府による酒の流通と消費に対する規制は、その生産に対する態度と同様に、何らかの明確な理由に基づいて、特定の問題の原因を除去するために実施されるものであった。そして、その眼目は、酒とムスリムとの接触を避けること、また公共の場における飲酒行為を禁止することにあつたといえよう。さらに当然ながら、喧嘩、殺人あるいは性的嫌がらせといった治安維持や暮らしの安寧を損ねるような事案に飲酒行為がかかわった場合も、これを禁じる命令が出された。以下においては、こうした事例について検討していきたい。

シャリーアと同様、オスマン朝の定めたカーヌーンにおいてもムスリムの飲酒行為は禁じられており、具体的な罰則規定が明示されていたことについては、既に述べた通りである。このため、非ムスリムであるズインミーがムスリムに

対して酒を販売することもまた禁止されていた [MD35: 225]。加えて、いかにズインミーであっても、ムスリム住民も生活圏としているような公共の場やモスクの周辺地域において「公然と (alenen)」飲酒を行うことや、そうした場所において白昼堂々とワインやラクの取引をすることもまた、しばしば規制の対象となり得たのである [MD19: 184] [MD21: 583] [MD46: 156] [MD48: 968]。

それでも、非ムスリムについては一般に、家庭内や教会、居酒屋などにおいて飲酒することが認められていた。ただし、不特定多数の人々が集まって飲酒する場という性格上、居酒屋についてはイスタンブルのどこにおいても自由に営業ができるというわけではなかった。具体的には、ムスリム街区においては居酒屋を開店することはできず [MD47: 323]、またズインミーの街区内であってもムスリム街区との境界に近い場所で居酒屋を営業することは、後述する種々の問題の引き金となったため、当局によってたびたび規制が行われている⁽¹⁶⁾。

また『枢機勅令簿』におけるいくつかの記録は、かりにズインミーの街区であっても、大城壁内部のいわゆる「狭義のイスタンブル」においては居酒屋の営業が認められていなかったことを示唆している。イスタンブルの「城壁の内部における (hisar dahilinde)」居酒屋の完全な撤去について明言しているのは1593年1月28日付の勅令である [MD70: 481]。ただし、少なくともこの時代の『枢機勅令簿』における「イスタンブル」という用語は、一般的には城壁内部の狭義のイスタンブルを指すものであった。そして、大城壁の外に西側へと広がる地域はエユップ、金角湾の北岸地域はガラタ、ボスポラス海峡を挟ん

(16) なお後述するように、当時のイスタンブルにおいては、ムスリムと非ムスリムとが混在しつつ居住する街区も少なくなかった。そうした「混成街区」においても、時に居酒屋は存在したが、これまで見てきたような理由によって、しばしば閉鎖命令が出された [MD39: 141]。また、17世紀後半に約12年間に渡ってシェイヒュルイスラーム職にあったチャタルジャル・アリ・エフェンディ (d. 1692年) には、こうした街区における居酒屋がカーディーによる閉鎖命令を無視し、その際にワインを流して捨てさせたとしても、カーディーはその損害を賠償する必要はないとするファトワーが存在する [Özcan 2003: 100f.]。

だアジア側はウスキュダルという別の街として理解されており、また現実それぞれ別のカーディーによる市政が行われていたことには注意しておく必要がある。そのため、例えば古くはイスタンブルとガラタのカーディーたちに対してそれぞれ与えられた 1568 年 5 月 23 日付の勅令において確認されるような「イスタンブルとガラタに存在する居酒屋（中略）が完全に撤去されることが命令された。」という表現は、あくまでイスタンブルやガラタの「城壁内」で営業していた居酒屋を閉鎖し、撤去させることを意味していると考えられる [MD7: 1453]⁽¹⁷⁾。

以上のような事実と関連して、城壁内部の狭義のイスタンブルにおける居酒屋の撤去命令の大多数は、城壁という都市の内と外とを隔てる境界付近に存在した街区にかかわるものである。周知のように、北、東、南の三方を海に囲まれた帝都イスタンブルの西側には古代ローマ帝国の時代から残された大城壁が聳え立っていた。その大城壁の南端を守る七つの塔からなるイエディクレ (Yedikule) 城塞の周辺 [MD19: 184] や、大城壁の城門の一つであるエディルネ・カプ門 (Edirne Kapısı) の付近 [MD9: 233]、あるいは大城壁が金角湾に接する北端に近いテクフル・サライ (Tekfur Sarayı)⁽¹⁸⁾ 周辺のチャクル・アー・

(17) こうした前例を踏まえて、約 25 年後にイスタンブルのカーディーとイエニチェリ長官 (Yeniçeri Ağası) に宛てられた居酒屋閉鎖命令である [MD70: 481] の文中においては「これまでに何度となく（居酒屋の閉鎖が）命じられてきたにもかかわらず」という表現がなされているものと推察される。ちなみに同史料を用いたヤズジュは、この点を正しく理解していない。現代の「大イスタンブル市 (İstanbul Büyükşehir Belediyesi)」にガラタやウスキュダルも含まれているためか、当時は全く別の行政区であったウスキュダルのカーディーに宛てた 1593 年 7 月 25 日付 (ヤズジュは日付を 1583 年と誤認) の居酒屋閉鎖命令 [MD71: 105] を引きつつ、直前に出された [MD70: 481] の効果がなかったと断言する [Yazıcı 2012: 1324]。しかし、狭義のイスタンブルやガラタの城壁内における居酒屋の閉鎖を命じた [MD70: 481] が、16 世紀後半においては海を隔てた別個の行政区であったウスキュダルにおける居酒屋営業の是非に直接の影響を及ぼさないことは言うまでもない。

(18) オスマン朝史料にはテクフル・サライとして記録されるこの建物は、ブラケルナエ宮殿の一部として 13 世紀後半に建設されたビザンツ帝国末期の宮殿建築

メスジディ (Çakır Ağa Mescidi) 街区 [MD42: 819] やアラバジュラル (Arabacılar) 街区 [MD39: 120] などに許可なく開店した居酒屋は、いずれも騒擾の原因となっているという地元住民の請願などに基づいて調査がなされ、訴えが事実であると確認されると閉鎖が命令されている。

狭義のイスタンブルにおいて、大城壁周辺部以外の居酒屋撤去命令として特筆すべきは、マルマラ海沿岸部に位置するランガ (Langa) 地区やクムカプ (Kumkapı) 地区の海側の城壁と海との間にある狭い空間にかかわるものである。エヴリヤ・チェレビもその名を列挙しているように、マルマラ海側の城壁外部ではサマトヤ (Samatya) やクムカプ、金角湾側ではジバリ (Cibali) やバラト (Balat) といった各地域においては、城壁内に位置する古くからのズインミー街区が城壁外の土地も含んだかたちで海にまで達しており、その城壁と海との間の狭い空間には多くの居酒屋が建ち並んでいた [Evlıya Çelebi 2006: 355]。このうちマルマラ海側のランガ周辺では、そうした居酒屋が逆に城壁内部のムスリム街区にまで入り込んで広がり、モスクやザーウィア (zaviye) と呼ばれる神秘主義者の修道場の周辺、あるいはムスリム女性たちが近隣のハمام (hamam), すなわち公衆浴場に通う道筋にまで乱立していることから、これを閉鎖し撤去させる旨の命令がイスタンブルのカーディーに対して数度にわたって出されている [MD42: 686]。以下に示すように、1577年1月31日付でイスタンブルのカーディーに与えられた勅令を見てみると、当時さすがに居酒屋を閉鎖するのも已む無しと言わざるを得ないような状況が発生していたことが理解されよう。

イスタンブルのカーディーに命じる。(お前が宮廷に) 書簡を送って、ランガの周辺にある諸街区のうちイネ・ベイ (İne Bey), ベディー (Bedi), キヤーティブ・カスム (Katib Kasım), シエイフ・フェルハト (Şeyh Ferhad) の各街区の人々がシャリーア法廷に来て、前述の諸街区の間にある異教徒たち (kefere) の家々において居酒屋が出現したことから、常に酔っ払い (sarhoş) たちが公衆浴場に向かう女性たちに接触して絡み、ム

↘ 物である。

スリムが夕方や夜の礼拝のために（モスクに）赴く際に、何人かの者たちは侮辱され、名誉は踏みにじられて、幾度となく血が流され、武器を手にした不道徳な者たちが仁王立ちとなっているために、街区の住人たちは多くの場合、安寧に暮らすことからほど遠く、いくつもの居酒屋からは不埒な者たちが飛び出し、女風呂に侵入して女性たちに触れただけでなく、一度などは酔っ払いが女性を（浴場内の最奥部にある）洗い場で捕まえて、中の女性たちは抵抗することもできず、多くの人々が（浴場に）入って何とか救出する有様であった（ということを知らせてきた）。また、セフェル（Sefer）という名のムアズズイン（müezzin）が深夜、礼拝所から帰宅する際に、（酔っ払いたちが彼を）無理矢理に居酒屋に押し込み、上からワインを振りまいて様々な侮辱行為を行い、（そのため）故スレイマン1世の治世に（ムスリム住民によって）希望されたように（居酒屋が）除去され⁽¹⁹⁾、今後は段階的に騒擾が収束に向かうことを我が宮廷に請い願う書状を奏上することを（ムスリム住民が）求めた際に、異教徒たちもまた宮廷に書面を提出して、シャリーアによって監察されることが命じられたので、前述の街区に（カーディーが）赴いたところ、実際に、諸街区の間にある大通りや他の複数のハمامがある道沿いには居酒屋が存在しており（中略）ムスリムたちに被害が及んでいることは確実であることをお前（すなわちイスタンブールのカーディー）が奏上してきたので、いまムスリム住民がいる諸街区の間や大通り、あるいはモスク周辺やムスリム住民がこれまで多数往来してきた道筋にある居酒屋が、ひとつ残らず撤去されることを命じて、以下のように命令する（後略）[MD29:296]。

(19) これは、宮下も紹介するスレイマン1世による居酒屋の閉鎖と、酒の在庫を船に乗せて焼却処分したという事例を指している可能性がある [宮下 2018: 206f.]。しかし、この時にもイスタンブール全域で飲酒行為が完全に禁止された可能性は極めて低い。テキンも指摘するように、同時期にはイスタンブールにおける酒の関税（Hamr Gümürüğü）の徴税請負人であるアブラハムが、密輸による多くの関税逃れについて苦情申し立てを行う史料が残されている [Tekin 2014: 150f.]。こうした酒に課せられた関税の存在は、居酒屋が一時的に閉鎖されたこととは別に、酒の流通自体については認められていた実態を示唆していよう。

しかし、過度な飲酒に起因する、こうした事態の発生在宮廷に奏上されてもなお、おそらくはズィンミーたちが反論のための書面を宮廷に送ってきたことに鑑みてか、オスマン朝政府はイスタンブルのカーディーに対して、あくまで法に基づいて事実をあきらかにするべく、まずは現場に赴いて実地検分を行うという手順を踏ませていることが理解される⁽²⁰⁾。

また、ランガの東隣に位置し、やはりマルマラ海に面するクムカプ地区については、ムスリムが多く住むムフスイネ・ハートウン (Muhsine Hatun) 街区における居酒屋の増加が問題とされた。しかもこの時、同街区内でキリスト教徒が居酒屋として用いた建物は、一階が店舗であったにもかかわらず上階は彼らの居住空間となっており、これらを強制的に撤去させることは容易ではなかった。そのためオスマン朝政府は、まずキリスト教徒が住む居酒屋兼住居を適正な価格でムスリムに売却させることによって円滑な立ち退きを行わせ、然る後に居酒屋を撤去させるという、いわば二段構えの方策を指示している [MD39: 141]。

これまでも繰り返し述べてきたように、原則として居酒屋の営業が認められていなかった城壁内のイスタンブルとは異なり、金角湾の北方に広がるガラタ地区は、イスタンブルにおいても多数の居酒屋が集中する歓楽街として知られていた。しかし、そのガラタについても居酒屋の閉鎖命令は散見される。ただし、その理由は、これまで見てきたものと同様、ムスリム街区における違法な営業、モスク周辺における無認可による新規店舗の開店、あるいは女性への嫌がらせや治安の悪化を誘発しかねない事象にかかわる案件であった。

例えば、1576年2月29日付の勅令は、ガラタ地区におけるモスク周辺のタシ・メルディヴェン (Taşmerdiven) 街区において居酒屋や娼婦が存在していることから、これらを排除するよう命じている [MD27: 725]。また同年10月18日には、ガラタのムスリム街区において新たに開店された居酒屋が撤去さ

(20) ただし、この命令になお従わない者たちについては、名前と人相を記して宮廷に奏上することも、あわせて指示されている [MD29: 296]。

せられるとともに、非ムスリム住民が自らの街区以外の場所において居酒屋を開くことは許可されていない旨を周知している [MD28: 100]。

加えて1580年4月25日には、ガラタの城壁の外に広がっていたヤズジュ (Yazıcı), クルオール (Kuloğlu), フィルズ・アー (Firuz Ağa), サカバシユ (Sakabaşı), ミュテヴェツリー・ムヒッティン (Mütevelli Muhiddin), スルタン・ジハンギル (Sultan Cihangir), エビュルファドル (Ebülfadl) といった各ムスリム街区において、新たに開店された合計23もの居酒屋についての閉鎖命令が出されている。さらに、当時はまだ新開地であったピヤーレ・パシャ・モスク (Piyale Paşa Camii)⁽¹⁾ に近い諸街区や周辺の庭園において、ズインミーたちによって開かれた居酒屋の酔っ払いや、ムスリムたちが製造したタタルのボザ (Tatar bozası)⁽²⁾ に酩酊した不信仰者たちが、やはり公衆浴場から出てくる女性たちを凝視し、また数名に怪我を負わせるといった奇怪な行動が確認されたことから、居酒屋の撤去とともに一連の諸害が取り除かれることが1582年1月23日に命じられている [MD46: 697]。

こうした乱痴気騒ぎが半ば常態化していたガラタ地区とは対照的に、大城壁の西側に広がるエユップは征服以来、ある種の「聖地」とされてきた地域であった。ここには、預言者ムハンマドの教友アブー・アイユブ・アル・アンサーリー (d. 674年) がムスリムによる最初のコンスタンティノポリス攻囲戦によって戦死した際の墓があるとされ、その廟とモスクからなる複合施設群が存在していた。また、同地は17世紀以降、オスマン朝の即位式に相当する「着剣の儀」が挙行される重要な儀礼の舞台ともなった [Özcan 2002: 408-410]。

(1) 14年に渡って海軍大提督 (Kaptan-ı Derya) を務め、当時は第二宰相であったピヤーレ・パシャ (d. 1578年) が1573年に完成させたモスク複合施設群 (külliye) である。

(2) ボザとは、麦芽や黍などの穀物を原料とする発酵飲料である。白濁したとろみを有し、加熱殺菌はされていないため、長期間に渡って放置すると発酵が進んでアルコール含有量が高まる [澤井 2014: 9f.]。さらにこの当時には、ボザにアヘンを混ぜた「タタルのボザ」の流行が、オスマン朝の各地において大きな社会問題となっていた [MD7: 1453]。

しかし16世紀後半においては、このエユップでさえも、とりわけ廟の周辺における飲酒行為を禁じる命令が何度か出されている〔MD46: 319〕。ただし、同じエユップのカーディーの管轄下にはあったものの、金角湾の対岸に位置し、地理的にはむしろガラタ地区に近く、歴史的にも多くのユダヤ教徒が居住していたハスキョイ (Hasköy) における居酒屋に対する閉鎖命令を唯一の例外として、エユップ中心部における居酒屋の活動はさすがに確認することはできない〔MD52: 459〕。むしろオスマン朝政府は、廟の周辺における歌舞音楽や売春、麻薬使用の類を問題とし、綱紀肅正を企図していたようである〔MD7: 155〕〔MD46: 319〕。

上述のエユップがイスタンブルのムスリムにとって「聖なる場」であるとするならば、「聖なる時」とされたのは、ヒジュラ暦におけるラマダーン月であった。イスラームにおける宗教的義務のひとつである断食が課せられるラマダーン月においては、ムスリムはもとよりズインミーであっても、しばしば公然とした飲酒行為が禁じられ、居酒屋も一時的に閉鎖されたことが史料から確認できる。例えば、ヒジュラ暦983年のラマダーン月をイスタンブルで過ごしたゲルラッヒは、1575年末にあたる同月中に渡ってワインの飲用が禁じられたことを記している。この間、同月20日(1575年12月23日)頃には給与担当官の職にあった若いウルーフェジ・アー (Ulufeci Ağa) が、飲酒した後にイエニチェリを負傷させて裁判沙汰となった。彼は、ムラト3世によって職務を解かれてイエディクレの牢に投獄され、また別のチャヴシユは断食の最終日にワインを飲んだために、与えられるはずの知行の権利を失ったという〔Gerlach 2006: vol. 1. 272〕。その後、ラマダーン明けの祭り (Ramazan Bayramı) が始まったが、数日にわたる祝祭中もラマダーン月と同じく飲酒行為は禁じられたままであった。ただし、ゲルラッヒはこれについても「この禁令は、ユダヤ教徒とキリスト教徒については適用されない。」とわざわざ書き添えている〔Gerlach 2006: vol. 1. 290〕。

ムラト3世の治世においては、こうした「聖なる時」の他にも、例えば1575年4月にムスリムに対する禁酒令が出されたことが記録されている。ゲルラッヒによると「元来、この(酒に対する)禁令はこれまで、ラマダーン月

と二つの祝祭の期間⁽²³⁾にのみ有効であった」。ところが、ムラト3世が馬車で庭園に向かっていたある日、ギリシア正教徒が営む海辺の居酒屋で飲酒していたアジェミー・オーラン (Acemioglan)⁽²⁴⁾ たちが杯を窓から突き出してムラト3世に向かって掲げ、「この酒杯をムラト3世の健康のために！」と叫んだ。この行為がムラト3世の逆鱗に触れ、たちまち禁酒令が発布されたという [Gerlach 2006: vol. 1. 185]。

しかしながら、この時のムスリムに対する禁酒令には、後日譚がある。禁酒令から約1ヶ月後のある日、禁令に反して飲酒したとして3人のイエニチェリがスパシュに捕縛された。ところが、他のイエニチェリはスイパーヒーと結託して囚われた仲間を奪還しただけでなく、スパシュを徹底的に痛めつけた。その結果、加害者である者たちがイエニチェリ長官から罰せられると徒党を組んで反抗し、今後は従軍命令を拒否し、反乱も辞さない旨を宣言するに至ったという。困惑したイエニチェリ長官は、時の大宰相ソコルル・メフメト・パシャ (d. 1579年) に禁酒令の解除を進言したところ、激怒したムラト3世の裁可のもと、ソコルル・メフメト・パシャはイエニチェリ長官を解任したとされる [Gerlach 2006: vol. 1. 192f.]。

こうした禁酒令に端を発するイエニチェリとスパシュとの対立は、後年にも発生している。ムラト3世の息子メフメト3世 (d. 1603年) 治世下のヒジュラ暦1004年 (1596年) には、ラマダーン月であるにもかかわらず多くの反抗的な者たちが娼婦とともに飲酒を含めた不道德行為を行ったため、5人の娼婦が処刑されて海に投げ捨てられ、1人の不正規兵は斬首されて、2人のスイパーヒーは俸給を召し上げられて投獄されるという事件が起きた。おそらく例年のように、この時期にもムスリムに対する禁酒令が敷かれていたことは想像に難くない。その後、ラマダーン月に続く祝祭がまさに終わろうとしていた日の夜、ガラタ地区において火災が発生したため、イスタンブルの消火活動に責任を

(23) ラマダーンの祝祭とズー・アル・ヒッジャ月に行われる犠牲祭 (Kurban Bayramı)。

(24) この当時は、デヴシルメによって徴用されたズィンミー子弟からなる新兵たちを指す。

負っていたイエニチェリ軍団が出勤し、火は無事に消し止められた。ところが、火消しに集まったはずのイエニチェリたちは解散せず、そのまま金角湾を渡ってタフタカレ (Tahtakale) にあったスバシユのルドヴァン・チャヴシユの邸宅を襲撃し、これを略奪するという暴挙に打って出た。

『セラーニキー史』の著者ムスタファ・セラーニキー (d. 1600 年) は、その理由を以下のように簡潔に記している。「めでたき聖ラマダーン月においてワインを飲んだ者たちが処刑され、居酒屋は閉鎖されて、また、めでたき祝祭においても、決して異教徒の大市のように肌を触れ合わせることもなく、ムスリムにとっての不道徳行為が禁じられていたことへの復讐を、賊 (すなわち、イエニチェリ) どもはスバシユに対して果たしたのである」 [Selaniki 1989: vol. 2 597, 601]。

以上のような様々な事例に加えて、オスマン朝政府が不適切であると見做した場所で隠れて営業を続けるような居酒屋は、イスタンブルのどの地区にあらうとも、同じく店舗内において酒や麻薬などを供することもあったコーヒーハウス (kahvehane)⁽²⁵⁾ やボザ屋 (bozahane) とともに、閉鎖や撤去命令の対象とされたのであった [MD7: 1453]。

IV. 規制緩和とその要因

ここまで酒の生産、流通および消費の各段階において、オスマン朝政府が実施した様々な規制の実態と、その原因についての考察を行ってきた。しかし一方で、オスマン朝政府は、ただ酒に対する一方的な制限を行っていただけでなく、状況によっては行き過ぎた規制を緩和する措置も講じている。本稿を締

(25) コーヒーハウスでは、「コーヒーの中に、シロップ入りのアヘン (berş) や練り物 (macun)、麻薬 (beng)、アヘン (afyon) を入れること、多くの場合コーヒーを口実にワイン (şarab) やラク (raki) が飲まれていること、バックギャモン (nerd) やチェス (satranç)、ボードゲーム (tavile)、および賭け事が行われていたという [MD35: 225]。この時にはまた、イスタンブルに加えてブルサにも同様の命令が送られている。

めくくるにあたっては、こうした規制緩和の実態とその理由についても検討しておきたい。

飲酒行為に対して行われた規制緩和の最大の要因は、ワインをはじめとする各種の酒の生産と流通あるいは消費の過程で課せられた多額の税の確保を確実なものとするににあったと考えられる。オスマン朝においては、非ムスリムの飲酒行為を認めることと並行して、酒からはワイン税 (resm-i hamr) やラク税 (resm-i arak) といった様々な酒税が徴収されており、財務官僚でもあったセラーニキーはこうした酒税の額が莫大なものであったことを記している [Selaniki 1989: vol. 1 430]。16世紀後半においては、少なくとも酒税の一部は徴税請負に出されており、主としてユダヤ教徒が酒税徴収官となっていた。セファルディムの亡命ユダヤ教徒として著名なヨセフ・ナスィ (d. 1579年) もまた、こうした徴税請負を行う者の一人であった。彼が1579年に死去した際、城壁内のイスタンブルとガラタの両地区においてワインとラクから徴税されたヒジュラ暦986年と翌987年(1578~1580年)分の51万4112アクチュを国庫に引き渡すように指示する勅令が残されている [MD41: 449]。また、ドメニコの記録によると、酒税によってもたらされる年間の収入は、金貨5万8788枚に上る相当な規模のものであったという [Austin 2001: 11]。

ところが1573年7月6日付の命令によると、城壁内のイスタンブルにおいて公然とワインが販売されているために、酒類の販売が禁止され、それに伴って酒税も廃止された。しかしその結果、政府は深刻な税収不足に陥り、時のシェイヒュルイスラームであったエブススワードに諮問したところ、酒税の徴収を是とするファトワーが出された。このためオスマン朝政府は、白昼堂々とワインやラクを運び込んだり販売したりしないことを条件として酒税を復活させ、同時に徴税官が再び任じられたことが記録に残されている [MD22: 256]²⁶⁾。

(26) 実際、歴代のシェイヒュルイスラームの中には、飲酒をめぐる問題について時として寛容な姿勢を見せる者もいる。例えば本稿の冒頭において、セリム1世期のカーヌーンナーメでは前例を覆して、酒席に同席したものの飲酒はしなかったムスリムもが罰せられるようになった事例を紹介した。しかし、その後の1526年

また、こうした酒税の一部は、地方で生産された酒類がイスタンブルに船でもたらされて荷揚げされる際に仲介手数料 (tellkiye) とともに徴収されていた。1580年1月23日付の命令には、キリスト教徒の密輸による酒税の脱税が横行していることから、これを禁じる旨の命令がイスタンブルやガラタのカーディーたちに出されている [MD41: 848] [MD41: 890]。さらにオスマン朝政府は、こうした酒税の確保を確実なものとするために、徴税請負人が発行する押印証書 (mühürlü temessük) を持たない小型ボート漕ぎ (peremeci) や荷担ぎ人足 (hammal) にはワインの輸送に関わらせないように訓告を行っている [MD41: 838]。

加えて、イスタンブルに流通していた各種の酒は、消費の段階でも間接的に税を課されていた。既に見てきたように、イスタンブルの各地に多数存在していた居酒屋から徴収されていた営業税である。これについては、伝世する最古の『枢機勅令簿』でありトプカプ宮殿に所蔵されている E.12321 に、「都市内部の1200軒の居酒屋のそれぞれから1000アクチュエずつを徴収したにもかかわらず、20~30万アクチュエを台帳に記録して、残額を横領した」という徴税官にかかわる事件が記録されている [Sahillioğlu 2002: 216]。前述のように、一時的に酒の流通が禁じられたと伝えられるスレイマン1世の治世後期においても、少なくともこの勅令が作成された1545年1月23日の時点では、イスタンブルには1200軒もの居酒屋が存在し、そこから徴収される営業税は120万アクチュエに上ったということになる。こうした様々な種目に及んだ莫大な税収を得るためにも、オスマン朝政府は公共の福祉に反しない限りにおいて、酒の生産に加えて、流通や消費についても認めるという姿勢を崩さなかったと考えられるのである。

最後に、オスマン朝政府がイスタンブルに暮らすズインミーたちの日常生活に目配りを行い、他の各種食料と同じく非ムスリム臣民に対する酒類の供給に

↘ から約8年間シェイヒユルイスラームの職にあったケマルパシャザーデ (d. 1534年) は、酒席への同席それ自体は宗教的な罪悪ではないという見解を自らのファトワーにおいて示している [İnanır 2011: 135]。

ついても一定の配慮を示していたことについても記しておきたい。1570年代末からイスタンブルにおいてはブドウ関連食品の不足が深刻の度を深めていたことについては既に述べた。この状況を解消するべく、各地には干しブドウや酢、ペクメズあるいはピクルスの生産とイスタンブルへの輸送とが指示された。しかしその一方で、今度はイスタンブルに住むズィンミーたちの日常生活に必要なワインが不足しはじめたのである。1581年9月25日付の命令には、酒税徴収官であるユダヤ教徒たちが、イスタンブルのワイン不足と酒税の減少にともなう被害の可能性を訴えてきたことが記されている。この状況を受けて、オスマン朝政府は酒に対する規制緩和に動くとともに、一定程度のワインがイスタンブルに輸送されることを認めたのみならず、こうした活動を妨害しないようにする旨の勅令を発したのであった [MD46:198]。

おわりに

これまで見てきたように、16世紀後半のイスタンブルにおいて、オスマン朝政府は必要に応じて、酒の生産、流通および消費の各段階に介入するとともに、時として厳しい規制を行ってきたことが確認された。しかし、その施策のひとつひとつを一次史料の記述に基づいて精査すると、それぞれの規制の動機は、イスラーム的な原理や原則にもとづく教条主義的なものというよりも、むしろ眼前に展開されていた実生活に深くかかわる現実的な社会問題を、可能な限り早急かつ円滑に解決することを目的としたものであった。

そのため、様々な局面において実施された各種の規制にもまた、その背景には本稿であきらかにしたような特定かつ明確な要因が存在していた。ワインとブドウ関連食品との競合の結果として生じた食料不足への対応や、それを解消するためのワインに対する輸送規制などは、その代表的な事例であろう。さらに、イスタンブルの各地で見られた居酒屋の閉鎖や撤去についても、酒とムスリムとの接触に伴う無用な文化的摩擦を避け、仮に既に問題が生じている場合には、これを可及的速やかに解決しようとする規制の意図は明白であった。

オスマン朝政府はまた、各種の酒に対して一旦実施した様々な規制について

も、これを理由もなく長期間、頑なに墨守しようとしていたわけではなかった。IV. において言及したように、酒税の不足が深刻化するなど、相応の必要が生じた際には、過去に実施した規制を緩和するなど柔軟な対策を講じることも辞さなかった。加えて、ブドウ関連食品の不足と値段の高騰によってイスタンブルに住むムスリム臣民が困窮した場合の措置と同じく、ワインの不足によって非ムスリム臣民の生活が脅かされた際には一定量のワインをもたらしことを認めればかりか、そうした活動に対する妨害を禁ずる旨の勅令の存在も確認することができる。

以上のように、16世紀後半のオスマン朝政府によって行われた酒に対する規制の実態は、これまで想像されてきたような絶対的あるいは全面的な「禁酒令」からは程遠いものであった。酒類に対して時として実施された各種の規制は、あくまでも酒を取り巻くきわめて現実的な問題を解決するために必要な施策のひとつとして位置付けられており、同時に本稿で考察してきたように、一時的かつ限定的なものでもあったと結論付けることができよう。

参考文献

- 大統領府オスマン文書館所蔵『枢機勅令簿』(Mühimme Defterleri) MD 5, 7, 9, 12, 19, 21, 22, 26, 27, 28, 29, 34, 35, 38, 39, 41, 42, 43, 46, 47, 48, 52, 53, 62, 67, 69, 70, 71 Akgündüz, Ahmet. 1990-1996. *Osmanlı Kanunnameleri ve Hukuki Tahlilleri*, 9 vols., İstanbul.
- And, Metin. 1994. *16. yüzyılda İstanbul: Kent, Saray, Günlük Yaşamı*, İstanbul.
- Austin, Michael. (ed.) 2001. *Domenico's Istanbul*, Wiltshire.
- Behar, Cem. (ed.) 1996. *Osmanlı İmparatorluğu'nun ve Türkiye'nin Nüfusu 1500-1927*, vol. 2, Ankara.
- Boyar, Ebru., Fleet, Kate. 2010. *A Social History of Ottoman Istanbul*, Cambridge.
- Çokuğraş, Işıl. 2016. *Bekar Odaları ve Meyhaneler: Osmanlı İstanbulu'nda Marjnalite ve Mekan (1789-1839)*, İstanbul.
- De Nicolay, Nicolas. 1968. *The Navigations into Turkie (London 1585)*, London.
- Develi, Hayati. (ed.) 1998. *XVIII. yy İstanbul'a dair Risale-i Garibe*, İstanbul.
- Düzdağ, M. Ertuğrul. 1998. *Şeyhülislam Ebussu'ud Efendi'nin Fetvalarına Göre Kanuni Devrinde Osmanlı Hayatı*, İstanbul.
- Erdoğru, M. Akif. 2017. "On Altıncı Yüzyılda Üsküdar ve Civarında Şarap ile İlgili

- Hukuki Uygulamalar,” (Ceyhan, Muhammed. ed.), *Osmanlı Sosyal ve Ekonomik Tarihi : Yılmaz Kurt Armağanı*, Ankara, pp. 363-379.
- Evlia Çelebi. 2006. (Dankoff, Robert. ed.), *Evlia Çelebi Seyahatnamesi*, vol. 1, İstanbul.
- Faroqhi, Suraiya. 2000. *Subjects of Sultan : Culture and Daily Life in the Ottoman Empire*, New York.
- Gelibolulu Mustafa Ali. (Şeker, Mehmet. ed.) 1997. *Gelibolulu Mustafa Ali ve Meva'idü'n-Nefais fî-Kava'id i'l-Mecalis*, Ankara.
- Georgeon, François. 2002. “Ottomans and Drinkers : The Consumption of Alcohol in Istanbul in the Nineteenth Century,” Rogan, Eugene. (ed.), *Outside In : On the Margins of the Modern Middle East*, London.
- Gerlach, Stephan. (Noyan, Türkiş. trs.) 2006. *Türkiye Günlüğü 1577-1578*, 2 vols., İstanbul.
- Hammer, Joseph. 1822. *Constantinopolis und der Bosphoros, Örtlich und Geschichtlich Beschrieben*, Pesth.
- Heyd, Uriel. 1973. *Studies in Old Ottoman Criminal Law*, Oxford.
- İnalçık, Halil. 1973. “İstanbul,” *Encyclopaedia of Islam*, 2nd ed., Leiden, pp. 233-259.
- , 2015. *Has-bağçede 'Ays u Tarab : Nedimler, Şairler, Mutribler*, İstanbul.
- İnanır, Ahmet. 2011. *Şeyhülislam İbn Kemal'in Fetvaları Işığında Kanuni Devrinde Osmanlı'da Hukuki Hayat*, İstanbul.
- Kaynar, Hakan. 2014. “Muhabbet Baki Mahbuban Kayıp : Osmanlı'dan Cumhuriyet'e Meyhaneler,” *İstanbul Araştırmalar Yıllığı*, no. 3, pp. 1-21.
- Koçu, Reşad Ekrem. 1947. *Eski İstanbul'da Meyhaneler ve Meyhane Köçekleri*, İstanbul.
- Latifi. (Pekin, Nermin Suner. ed.) 1977. *Evsaf-ı İstanbul*, İstanbul.
- Ortaylı, İlber. 1987. *İstanbul'dan Sayfalar*, İstanbul.
- Özcan, Abdülkadir. 2002, “Kılıç alayı,” *Türkiye Diyanet Vakfı İslam Ansiklopedisi*, no. 25, pp. 408-410.
- Özcan, Tahsin. 2003. *Fetvalar Işığında Osmanlı Esnafı*, İstanbul.
- Pamuk, Şevket. 1994. “Money in the Ottoman Empire, 1326-1914,” İnalçık, Halil. ed., *An Economic and Social History of the Ottoman Empire*, vol. 2, Cambridge, pp. 945-980.
- Sahillioğlu, Halil. 2002. *Topkapı Sarayı Arşivi H. 951-952 Tarihli ve E-12321 Numaralı Mühimme Defteri*, İstanbul.
- Selaniki, Mustafa Efendi. (İpşirli, Mehmet. ed.) 1989. *Tarih-i Selaniki*, 2 vols, Ankara.
- Sertoğlu, Midhat. 1948. “İstanbul,” *İslam Ansiklopedisi*, vol. 5-2, Ankara, pp. 1214/1-44.
- Tekin, Rahmi. 2014. *İstanbul'da Gayrimüslimlerin Gündelik Yaşamı (1520-1670)*,

Ankara.

Yazıcı, Muhammed. 2012. “Osmanlı Dünyasında İçki İçme Suçuna dair Bazı Gözlemler (XVI. Yüzyıl),” *The Journal of Academic Social Science Studies*, 5-8, pp. 1317-1332.

岩田和馬 (2019) 「批評と紹介 ウシュル・チョコウラシユ著『单身房とメイハーネ——オスマン帝国イスタンブルにおける周縁と空間 (1789-1839)——』」『東洋学報』101-1, 31-38 頁

コーラン (井筒俊彦訳) (1957) 『コーラン』岩波書店

澤井一彰 (2006) 「トルコ共和国総理府オスマン文書館における「枢機勅令簿 Mühimme Defteri」の記述内容についての諸問題——16 世紀後半に属する諸台帳を事例として——」『オリエント』49-1, 165-184 頁

———. (2010) 「15, 16 世紀オスマン朝の市場メカニズム——法令集におけるイフティサーブの分析を中心に——」山田雅彦 (編) 『伝統ヨーロッパとその周辺
の市場の歴史』清文堂, 123-147 頁

———. (2014) 「「ハラール」と「ハラーム」のはざままで——オスマン帝国における発酵食品とアルコール飲料——」砂井紫里 (編) 『食のハラール』早稲田大学アジア・ムスリム研究所リサーチペーパー 3, 1-20 頁

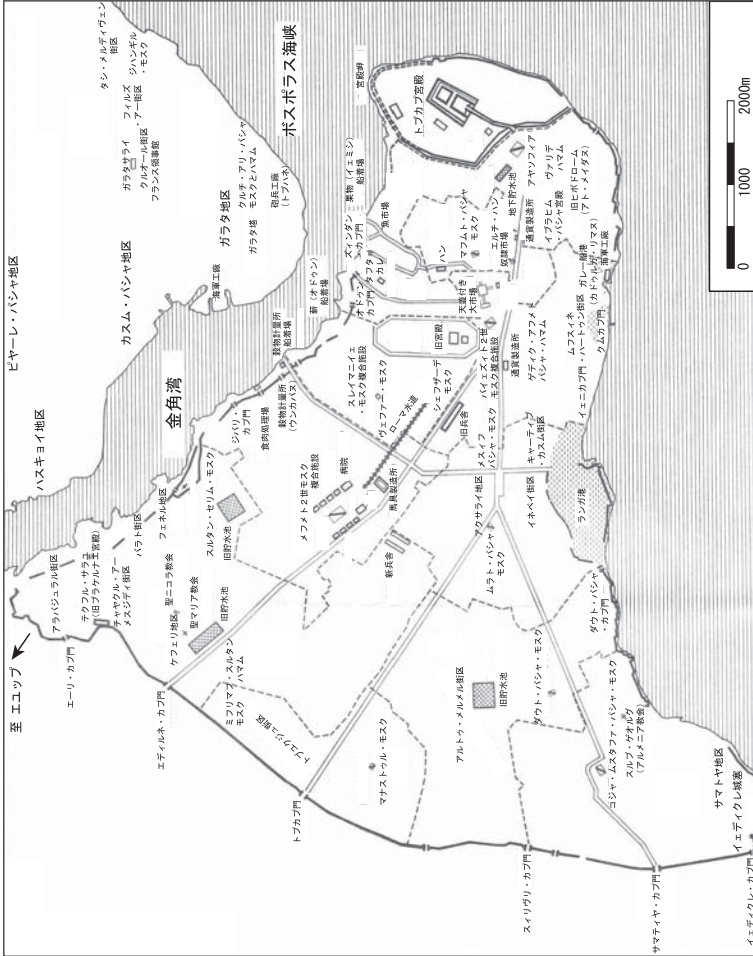
———. (2015) 『オスマン朝の食糧危機と穀物供給——16 世紀後半の東地中海世界——』山川出版社

———. (2018) 「16 世紀後半のイスタンブルにおける人口規模」『歴史学研究』977, pp. 55-66.

ブハーリー (編) (牧野信也訳) (2001) 『ハディース』V, 中央公論新社

宮下遼 (2018) 『多元性の都市イスタンブル——近世オスマン帝都の都市空間と詩人, 庶民, 異邦人——』大阪大学出版会

[附記] 本稿は、関西大学学術研究員として 2019 年度春学期にトルコ共和国その他の国々において実施した調査、研究の成果の一部である。関西大学をはじめとする関係各位に深く感謝したい。



〔澤井 2015〕をもとに(作成)

地図1 16世紀後半のイスタンブル

which had begun with Byang chub rgyal mtshan's reign. Later in the 16th century, *Deb ther dmar po gsar ma* maintained the same view that "bod kyi chol kha gsum" was presented to 'Phags pa by Qubilai and that the Sa skya pa age had begun, but its hegemony faded, and Byang chub rgyal mtshan replaced it and thereafter the age of the Phag mo gru pa continued.

Before the appearance of the *Rgya bod yig tshang*, the descriptions in Tibetan sources are valuable as historical records written in the time of the Sa skya pa and the Phag mo gru pa, but after the *Rgya bod yig tshang*, the Tibetan sources made their own interpretations about these periods. It can thus be concluded that *Rgya bod yig tshang* was a turning point. This point has not been well recognized by researchers who have studied this era, but it is important to note the character of these sources.

ALCOHOL DRINKING AND THE "PROHIBITION OF ALCOHOL" IN ISTANBUL IN THE SECOND HALF OF THE 16TH CENTURY

SAWAI Kazuaki

It is well known that drinking alcoholic beverages and eating pork are religiously prohibited for Muslims. Devout Muslims have regarded drinking wine and other alcoholic beverage as an act that must be avoided at all costs in their daily lives. This basic Islamic principle regarding the consumption of alcohol can be understood as operating in the Ottoman Empire as well.

Despite being the Ottoman capital, Istanbul, on the other hand, had in fact countless numbers of taverns throughout the city in the second half of the 16th century, particularly in Galata area where many Christians lived. Furthermore, it is also known that a large quantity of liquor circulated and was consumed there. In other words, in those spaces where drinking took place, it was not confined to non-Muslims such as Christians and Jews, but at times some Muslims also drank.

But, in contrast, some research has pointed out that "Prohibitions of alcohol" (İçki yasağı) were frequently issued in Istanbul during this period. However, a close examination of the contents of historical sources recorded in the same period reveals that many of these "Prohibitions" differed considerably from the conventional view. These were never complete, absolute or permanent. In fact, the Ottoman government only temporarily limited the production, distribution, or

consumption of alcoholic beverages in Istanbul and only as needed for practical reasons.

Compared to the recent development of research in the social and economic history of the Ottoman Empire, studies of the circumstances surrounding alcohol consumption, particularly for pre-modern Istanbul, have lagged behind and are still very limited. This article describes various aspects of drinking behavior in the second half of the 16th century Istanbul, as well as the factors behind it and various regulations designed to control it using documents recorded by the Ottoman government, travel accounts and diaries written by foreigners.